

外国人技能実習生の最低賃金について

1 技能実習制度における技能実習生にも最低賃金法が適用されます。

平成 22 年 7 月 1 日に施行された改正「出入国及び難民認定法（以下「入管法」という。）」では、入国 1 年目から適用される新たな在留資格「技能実習」が創設されました。新しい技能実習制度における技能実習生への労働基準関係法令の適用については、以下のとおりです。労働基準関係法令の適用がある場合は、最低賃金法が適用されるため、最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。

(1) 団体管理型

「受入れ企業を会員とする商工会議所、事業協同組合等の受入れ団体（管理団体）の責任の下で技能実習生を受け入れること。」をいいます。講習の終了後に行われる受入れ企業での技能等の修得段階では、雇用契約に基づいて技能実習生の就労が開始されることから、その時点から労働基準関係法令の適用を受けます。

(2) 企業単独型

「受入れ企業が外国にある合弁会社、子会社等の常勤の職員を直接、技能実習生として受け入れること。」をいいます。この企業単独型は、「雇用契約に基づかない講習を実施する場合」と、「雇用契約に基づいて講習を実施する場合」の 2 種類があります。

ア 雇用契約に基づかない講習を実施する場合

講習終了後、技能実習生が受入れ企業で雇用契約に基づいて労働者として働く際には、労働基準関係法令が適用されます。

イ 雇用契約に基づいて講習を実施する場合

講習を含め技能実習中は、労働基準関係法令が適用されます。

※労働基準関係法令の適用についての詳細は、厚生労働省のホームページを参照ください。

「技能実習生の労働条件の確保・改善のために」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/ginoujisyu-kakuho/index.html>

※新しい研修・技能実習制度については、法務省のホームページを参照ください。

「新しい研修・技能実習制度について」

http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_NINTEI/zairyu_nintei10_0.html

2 技能実習生は、長野県特定（産業別）最低賃金の適用除外者の 1 つである「雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの」には該当しません。

技能実習制度は、現在の技術または技能のレベルを向上させることを目的として創設された制度です。つまり、技能実習生は当該業務に一定の経験を有しているものであるため、特定（産業別）最低賃金の適用が除外されている「雇入れ後一定期間未満の者であって、技能習得中のもの」には該当しません。

すなわち、受入れ企業等に特定（産業別）最低賃金が適用される場合は、長野県最低賃金より金額の高い、特定（産業別）最低賃金が適用されます。